

## 第129号議案

### 市有財産の無償譲渡

次のとおり市有財産を無償で譲渡したいから、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第6号の規定により議会の議決を求める。

令和元年12月6日提出

新城市長 穂積亮次

## 1 譲渡財産

### (1) 建物

所在地	構造	延床面積（平方メートル）
新城市杉山字荒井25番地4	木造かわらぶき平家建	296.44

### (2) 土地

所在地	地目	地積（平方メートル）
新城市杉山字荒井25番3	雑種地	549
新城市杉山字荒井25番4	宅地	807.12
新城市杉山字荒井26番3	雑種地	721
新城市杉山字荒井27番2	雑種地	250

## 2 譲渡の相手方

杉山区自治会

代表者 小林保洋

### 理由

この案を提出するのは、本譲渡財産を地域自治の確立及び推進、社会教育活動の充実並びに福祉の増進を図るための拠点として地域の自主的な管理に委ねるため、無償で譲渡する必要があるからである。

第130号議案

市有財産の無償譲渡

次のとおり市有財産を無償で譲渡したいから、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第6号の規定により議会の議決を求める。

令和元年12月6日提出

新城市長 穂積亮次

1 譲渡財産

土地

所在地	地目	地積（平方メートル）
新城市黒田字線香41番11	宅地	136.62
新城市黒田字線香41番20	宅地	181.52

2 譲渡の相手方

黒田自治会

代表者 浅井貞之

理由

この案を提出するのは、本譲渡財産を地域自治の確立及び推進、社会教育活動の充実並びに福祉の増進を図るための拠点として地域の自主的な管理に委ねるため、無償で譲渡する必要があるからである。